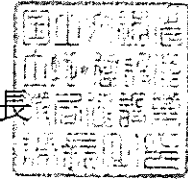


国土建第504号
平成29年3月31日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成29年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、被災地域における前金払の特例の取扱い及び公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例等につき、別添1のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に協議が整い、別添2のとおり各保証事業会社社長あてに、別添3のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事)</p> <p>1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査)</p> <p>1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量)</p> <p>1 件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造)</p> <p>契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事中機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事中機械類の製造を含む場合は、当該工事中機械類の製造に必要な経費を含む。)</p>	<p>請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5(被災地域において行われるものについては10分の6)以内。</p> <p>請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。</p> <p>請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。</p> <p>製造代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。